

建設系廃棄物の現状と今後



『産廃あいちV o l . 7』において開催した排出事業者座談会を受け、今回は建設廃棄物を排出されている当協会賛助会員の方々にお集まりいただき座談会を行いました。オブザーバーに当協会の理事で広報編集委員の山本、川根の両理事も出席し、現在の事業内容、問題点、建設廃棄物処理に対する姿勢などを議論していただきました。

出席者

排出事業者

生駒尚久／(有)生駒組
 日下浩之／(株)クサカ
 鈴木英男／(株)フジタ 名古屋支店
 平岡千昭／鉄建建設(株) 名古屋支店
 平野庄一／住田建設(株)

協会

山本金一／広報編集委員
 川根 武／広報編集委員
 宇津野清彦／広報編集委員長
 安井 孝／専務理事(司会)

排出事業者としての責任と 自覚を持って

—— 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は建設廃棄物の処理動向についてをテーマに語り合っていたくわけですが、皆さんの事業内容、事業所の排出状況及び処理体制、建設廃棄物処理の問題点など意見をお聞きできればと思います。

生駒 私どもの会社は解体を主力に業を行っているのですが、問題点としては建設廃材の処分の困難化が上げられます。特に Manifesto の普及によって、従来のように「家を壊し、廃材を自社所有地で簡単に処分する」ということが難しくなりました。そのため現



生駒尚久 / (有) 生駒組

在では西三河の適正な処分場へ処分を依頼し、持ち込むように努めています。適正処理をするためにも、建設廃材をいったん自社所有地に入れ、時間のある限り分別し 8 割程は中間処理施設へ搬入しています。残りの 2 割は何ともしようがないので、埋立処分をしています。また、廃棄物減量化推進の立場から焼却炉設置を計画しており、地元住民の皆さんと今後話し合いを進めていく予定です。ただし、昨年法の改正で技術管理者が必要となりましたので、国家資格取得に苦勞しているのが現状です。

平岡 当社の場合、県内に大小あわせて 20カ所程の作業現場を持っておりますが、そこから出る建設廃棄物については処理業者に委託して処理してもらっています。ただ、処理コストが年々上がっておりますので、排出量の減量化を図っていますが、なかなかよい成果が出てい

ません。だからといって何もしないわけにはいきませんから、現場にコンテナを設置するなどして分別を行うよう現在進めているところです。また小型焼却炉を現場に導入し廃棄物を焼却してはという案も出ていますが、人口密集地や市内の狭い現場での実現が難しいのが問題ですね。

平野 当社は建築と土木を行っています。建築の方は、公共事業を除く解体作業で発生する建設廃材の処理を処理業者に委託しています。土木から出るコンクリートがら、アスファルトがら、残土については可能な限りリサイクルに回しています



平野庄一 / 住田建設 (株)

が、その中で処理の難しいのは残土ですね。公共事業の仮設道路の場合など相当な量が出てくるため、頭を悩ませているところです。残土もうまくりサイクルすれば 2、3回は使えると思うのですが、一度使ってしまうえばそれでおしまいというケースが意外と多い。現状としては、行政の方でリサイクル先を模索していただいているわけですが、工事が進行する限り発生しますので待つてはいられません。結局、自分達の手で何とかするしかない。置き場所を確保しなくてはならないことも頭の痛いところです。以上が、問題点です。

日下 私どもの会社は安城市で建築・土木を行っています。建築の方から出る廃棄物は、処理業者に委託して処理してもらっています。土木の方のコンクリートがら等は、自社で最終処分場の許可を取り、自社排出の廃棄物を処理しています。しかし、既に半分程は埋立てを行っておりますので、この処分場が



日下浩之 / (株) クサカ

終了してしまった後どうするのが今後の課題です。

鈴木 当社の場合は、本社に“廃棄物委員会”を設置しております。また、各支店にも同様の組織を持ち、建設廃棄物の処分及び再利用の計画書を工事が始まる前に全店同意で作成し、それに基づいて廃棄物をできるだけ少なくするようにしています。もちろん自己予算を組む時に建設廃棄物の処分及び再利用の予算も計上します。現状としては、現場へ持ち込む資材をできる限り少なくすることがメインになっています。例えば、現場へ持ち込む資材には梱包材をなしにして搬入するとか、木等は全部工場加工して持ち込むように。現場では一切切ったりしないように、と指導しています。とはいっても、どうしても出てしまう建設廃棄物、金属くず、ガラスくずなどは一括して支店管理の上で処理業者さんと委託契約し、処理を行っていただいています。残土関係は埋め戻しに使えるので、現場から現場へうまく調整できるよう指導をしています。

——最近、いまおっしゃられたような委員会をゼネコンが設けられ、体制を整えてやっているという報道を新聞紙上で見受けます。その面では建設廃棄物に関しては進んでいると思いますが、ただ言えることは大手さん自体が排出事業者のため、処理処分がどうし

ても下請け業者へと回りますので、そのあたりの管理が難しいところでしょうね。では排出事業者として、リサイクルに関してどのように皆さんはお考えになっていますか。

鈴木 いま、実験的に3、4カ所の現場で小型破碎機を導入し、分別を行っているところで

す。例えば高層住宅の工事現場である場合、作業現場までリフトで破碎機を上げ、木なら木、プラスチックならプラスチックなどに分けて破碎機にかけ、下に用意してある分別用パレットにシュートで送り込むようになっています。破碎してしま



鈴木英男/
(株)フジタ名古屋支店

すので、嵩も減り空積率が減った分、従来よりも収集運搬車1車に積載する量が増やせますし、いままで混載でしか処理できなかったものが分別できるようになり、非常に高がついていた処理コストを安く抑えることが可能になりました。ただし、広い場所を確保しなくてはならないという問題はありますが、パレットやコンテナを5つ置こうとしても無理な狭い現場もあります。特に、都市部の現場ではなかなかスペースがありませんね。

平岡 先程おっしゃられたように、下請け業者に対する資材等の搬入方法を徹底させるということはなかなか難しいでしょうが、可燃物、不燃物に現場で分別させることはできると思います。処理業者も持っていきやすいし、処理業者の施設で再度分別する必要も生じませんから、排出側、処理側の双方にとっていいことではないかと思えます。

平野 当社の建築では、下請け業者の方でできるだけ自分が持ち込んだものは自分で始末するように頼っていますが、なかなか徹底できないのが現状です。

—— 以前の中間処理業者の座談会において、広い現場に移動式中間処理施設を設置し、コンクリートがらをその場で即リサイクルを行っているという例が出ましたが。

鈴木 確かにその方がコストダウンができますね。しかし、解体工事から出る建設廃材の場



合はなかなかそういうわけにはいかない。

生駒 当社は1、2度現場にプラントを持ち込んでリサイクルを行おうとしたことがあります。保健所へ相談にいったのですが、当社が中間処理業者として許可を取得していないので、できればやめてほしいと言われました。昨年のシンポジウムの時に厚生省の方に話を聞いていただいたのですが、その方は良い事ではないかという意見でした。また、県は中間処理施設に持ち込んで処理するようにということで、現場ではやらないようにという意見。要するに、元請けである排出事業者が直接行う分に関しては、排出事業者の責任の範囲内ですからいいのですが、当社のような解体業者が行う分は違法だということです。

川根 管理方法、施工方法によってはその行為が適法となる場合もあり、逆に違法となることもあります。これは、行政の判断、指導にもいえると思います。国・県・市町村レベルでの見解もさまざまであり、苦慮するところですね。

鈴木 また、法律が改正されてから処理単価が急に上がりましたね。建設廃材の処理にかかるコストも。破碎に関しては、ここ2~3年で費用も2~3倍に上がっていますからね。

生駒 法律は変更されても、適正な処理費の確保には結びついてこないですしね。

——業界の立場から正直に申しますと、収集運搬業者の座談会でも出たのですが、実際に処理にかかったコスト分の処理費をなかなかもらうことができない、という意見もあります。排出事業者サイドの理解がなかなか得られなくて、処理費が低く抑えられてしまうと。どうしても排出事業者と処分業者の間に収集運搬業者がはさまれてしまい高い処分費に悩んでいる、できれば処分場のコストが上がった分、排出事業者に出してもらえればという意見がかなり出ました。

鈴木 実際、民間・公共の工事を問わず、そもそもの予算に廃棄物処理費を低く抑えられているというか、極論すれば、見込んでもらえない場合もあります。

——公共工事を行う場合、廃棄物処理費が予算化されているのではないのですか。



川根 武/広報編集委員

鈴木 適正価格かは別として、工種別に入っている場合もありますが、全てではないように思っています。

一同 (うなずく)

—— 少しおかしな話ですね。

山本 いろいろなご意見をお聞きしていますと、皆さんが建設廃棄物の処理に頭を悩ましているということがヒシヒシと伝わってまいります。私たち業界としても、施主、排出事業者の方々にもっと廃棄物処理というものをご理解いただき、処理費に、適正価格の計上をしていただければと痛切に思います。先程の処理費が高いというお話に関しては、実際、最終処分場の運営はなかなか難しくなっていて、既存の処分場以外に新しく開設しようと考えると周辺



山本金一／広報編集委員

住民の同意がなければ無理になりつつあります。仮に運よく開設できたとしても、それまでに費やした時間と経費は膨大なものになっています。これを回収しペイしようとなると、また適正処理を行うためにはどうしても処理費が高くなってしまいます。ですから、皆さんにも処理業者がただ処理費を高くしようとしているのではなく、必然的に高く設定せざるを得ない状況をご理解いただきたい。

—— では少し視点を変えまして、建設廃棄物の処理は直接処理業者と契約されているのでしょうか、若しくは協力会社いわゆる下請け業者に任されているのでしょうか。

平岡 直接、処理業者と契約を行っています。やはり私どもは排出事業者ですので、しっかり

した処理業者に頼んで適正な処分場で処理を行っていただかないと。もし何か起こった場合、目が届かなかったでは理由になりませんから。

日下 当社も処理業者と直接契約を結んでいます。

—— 問題となっている不法投棄についてはどのようにお考えでしょうか。

生駒 もう少し処分場の許可の出し方を簡素化していただけるといいと思います。

—— 確かに、今回の法改正では安定型処分場についても厳しくなりました。そして、法律に明記されていないような規制があるという点も見逃すことはできないですね。

鈴木 契約書、覚え書、マニフェストがしっかり戻ってきているかなど、実際に、しっかりと適正処理されているのかどうかを確認する手段は書類だけですからね。



—— いまマニフェストのお話が出ましたが、やはり使用されていますか。

平岡千昭／
鉄建建設(株)名古屋支店

鈴木 解体においても、新築現場においてもすべてマニフェストで処理しています。

平岡 マニフェストは量が管理できますから、データ収集に役立ちます。

—— 当協会でも建設廃棄物のマニフェストが一番多く出していますが、自社で出された廃棄物の処理の流れなどは、しっかり把握されているのでしょうか。



鈴木 実際に、2～3カ所の処分場へ見学に行くことはあります。産業廃棄物の総量としては把握していますが、分別した廃棄物は再利用に回したり、金属などは売却されたりしていることもありますので量的には処分される廃棄物は少なくなっていますね。一番よい管理方法は、とにかく出ないようにすることです。現場では必要最小限の資材で作業を行う。梱包材をなくし、現場では組立てを行うのみにできればいいと思います。

——建築方法もだんだん変わっていくのかもしれませんがね。しかし、解体の場合はどうしても廃棄物が出てくる可能性が高い。出たものはできる限りリサイクルに回すとしても出るものは出ます。

川根 コンクリートの建物の場合、一番大変なののが内装材のようですね。これだけは、煮ても焼いても食えないと嘆いているようです。コンクリートがら、アスファルトがらなどは再生利用率が非常に高く、順調に推移しているのではないのでしょうか。

鈴木 木材などは解体業者がチップに再生していますね。

生駒 そうですね。しかし、100%リサイクルできるわけではなく、8割はチップに再生できますが、残りの2割は焼却処分になりますね。これを行うために、以前の倍の職人を入れてき

れいにしようと努力しているのですが、ここ2年程採算を割った状態です。

——排出事業者が処分場を持たれて自分の所で全部処理する、というようなことは現実には起こるのでしょうか。

平岡 私たちの業種は一定の場所から産業廃棄物が出るわけではありません。もしいまのコストでやろうとしても運搬費だけでも相当な額になりますから、現実には難しいのではないのでしょうか。

鈴木 いまの私たちの経営スタイルは、機材センターなどの諸施設を全部廃止していこうとしている状態です。すべて外注、リース。自分の所で土地を所有し、人員を確保し、資材を持ってというのはもう経営に逆行しているわけです。もし仮に、自分たちでやれといわれても、いまの単価では実現が困難でしょうね。採算が合わないと思います。

平岡 先程も言いましたが、工場を持って一定の場所で事業を行う場合はわかりませんが、現場が常に移動するのではやはり採算的にペイできないでしょうね。

平野 生コンのようにそれぞれの地区に拠点を設けていただいて、そこで処理業者にやっていただくのがベターな方法のような気がします。

—— 私たち業界の立場からいいますと、建設廃棄物は確かに仕事量はたくさんありますが対応が非常に難しい。これからの建設廃棄物は将来的にどのような形になっていくと予測されていますか。

鈴木 最終的に出るものは出ますから、やはりしっかり適正処理を行ってくれる処理業者が生き残っていかれると思います。冒頭にも言いましたが、各現場単位で契約を行うのではなく、もっと大きな支店単位で処理業者さんと一括契約する、だんだんそうになっていくのではないのでしょうか。現場と処理業者は覚え書だけでやると。そうしないと廃棄物の管理ができなくなります。現場の所長に任せてあるからいいでは、何か起こった時に一現場で責任とれる問題ではありません。そこまで廃棄物処理対策は重要になってきたと思いますね。そして、排出事業者は分別等を行ってから処理業者に委託するという方向になっていくでしょう。それには作業員の教育という大きな問題も絡んできますが。

山本 そして、それを達成するには施主の理解が必要だということでしょうね。

—— その通りでしょうね。

長らくお話を聞かせていただいてまいりましたが、建設廃棄物の持つ問題点等がいろいろ提起されました今回の座談会、処理業者にとっても排出事業者にとっても廃棄物の適正処理は共通の夢であるということがよくわかっ

たと思います。今後もお互いに協力を得ながら、減量化、有効利用に全力で取り組んでいけば、諸問題もいずれは解決の糸口が開けるものと確信できる有益な時間を過ごさせていただきました。本日はどうもありがとうございました。



宇津野清彦／広報編集委員長

